

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

和光市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 5 年 5 月 19 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）等の施行に伴い、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

和光市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和 5 年 3 月 3 1 日

和光市長 柴崎 光子

和光市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

和光市長 柴崎 光子

和光市条例第16号

和光市都市計画税条例の一部を改正する条例

和光市都市計画税条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 （法附則第15条第14項の条例で定める割合） 2 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。 （法附則第15条第32項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 （法附則第15条第33項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第38項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第43項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	附 則 （法附則第15条第15項の条例で定める割合） 2 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。 （法附則第15条第33項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第39項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 19 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の和光市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。